官

平成十八年九月二十九日

度額の算定方法

○厚生労働省告示第五百五十九号

第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第二十四条の二十一においおいて読み替えて準用する同法第二十一条の二第二項の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の二十に児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第三項及び第二十四条の二十一に て準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方針を次のように定め、平成十八年十月一日 から適用する

平成十八年九月二十九日 及び同法第二十四条の二十一において準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方児童福祉法第二十四条の二十第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法 厚生労働大臣 伯夫

施設等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十第一項に規定する指定知号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(次号に規定する者を除く。)に係る指定知的障害児 に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。 以下同じ。)に要する費用の額の算定方法及び指定知的障害児施設等の診療方針は、老人保健の医療 的障害児施設等をいう。以下同じ。)が行う障害児施設医療(同項に規定する障害児施設医療をいう。 歳未満の者 (経過措置対象者を除く。)であって老人保健法施行令 (昭和五十七年政令第二百九十三 七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。)を含む。)及び六十五歳以上七十五 七十五歳以上の者 (平成十四年九月三十日において七十歳以上である者 (同年十月一日において

二 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定により医療に関する給付を受ける者に係る指定 診療方針は、介護保険の介護給付費及び指定居宅サービスの取扱いの例による。 知的障害児施設等が行う障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び指定知的障害児施設等の

〇厚生労働省告示第五百六十号

の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号) 第二十七条の六第一項の規定に基づき、食費等

平成十八年九月二十九日 児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大成十八年九月二十九日 臣が定める費用の額

費用額は、五万八千円とする。 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準

○厚生労働省告示第五百六十一号

特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割 (同法第三百二十八条の規定 する者の地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 (同法の規定による ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、別表一の二の項中「掲げる者」とあるのは、掲げる 働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。 によって課する所得割を除く。)の額を合算した額が二万円未満であるもの」とする。 者又は同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項の規定に基づき、厚生労

児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限 厚生労働大臣

二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者を 定する厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者 (児童福祉法 (昭和二十 いう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 児童福祉法施行令 (昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。)第二十七条の六第一項に規

の二第二項に規定する加齢児をいう。以下同じ。) 次のイに掲げる額から口に掲げる額を控除し をいう。以下同じ。)に係る障害児が十八歳未満であるもの又は二十歳未満の加齢児 (令第五十条 施設給付決定保護者のうち、施設給付決定(法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定

- 別表第二の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額 別表一の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額
- に別表三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を
- 二 二十歳以上である加齢児 までに掲げる額 次のイから二までに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイから二
- 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額と認定月収額から六万六千六百 るときは、これを切り捨てるものとする。) 六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額 (その額に一円未満の端数があ に掲げる者を除く。) 六万六千六百六十七円から別表三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の に規定する認定月収額をいう。以下同じ。)が六万六千六百六十七円を超える加齢児 (八及び二 |認定月収額 (児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第一号
- 場合には保護 (同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの 規定する食費等の負担限度額をいう。)を二万二千円以上イ又は口により算定した額未満とした る要保護者をいう。)である加齢児であって、食費等の負担限度額 (令第二十七条の六第一項に げる額を控除して得た額。 ただし、当該額が二万二千円を下回る場合は、二万二千円とする。 月収額から別表三の上欄に掲げる施設給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲 となる額のうち最も高いもの た月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定す 指定施設支援 (法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)のあっ 認定月収額が六万六千六百六十七円以下である加齢児 (八及び二に掲げる者を除く。) 認定 二万二千円以上イ又は口により算定した額未満の範囲内で加齢児が保護を必要としない状態
- いう。)である加齢児 二万二千円 指定施設支援のあった月において被保護者(生活保護法第六条第一項に規定する被保護者を

別表一

一次頃に掲げる書
次項に掲げる者
令第二十七条の二第

別表二

	水 Æ			<i>У</i> ЛЪ	PLX		Λ
						別表一の一の項に掲げる者	施設給付決定保護者の区分
七千二百円を超えるときは、三万七千れを切り捨てるものとする。)。 ただし	得た額(その額に一円未満の端数が除して得た割合)を乗じて得た額	付果が定めた割合(以下「鄁道府県持列割合」日分の九十を超え百分の百以下の範囲内におい月でれる場合にあっては、百分の百を同等に規	月516場合ころのには、百分の百足同祭に見足により適用する場合を含む。 以下同じ。)の規	法第二十四条の五(法第六十三条の三の二第三より算定された障害児施設給付費の額に九十分	規定により適用する場合を含む。以下同じ。)の―十四条の二第二項 (法第六十三条の三の二第	施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係	額